

国空航第2484号
平成31年2月21日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



天皇陛下御在位三十年記念式典に伴う協力依頼について

平成31年2月24日に「天皇陛下御在位三十年記念式典」が開催される予定となっているところ、天皇及び皇族並びに要人等の関係者の安全と式典等の円滑な遂行を確保するため、警察庁からの警備協力を要望されているところです。

つきましては、平成31年2月24日における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう貴会傘下の会員へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定により皇居及びその周辺地域（国立劇場を含む）上空における小型無人機、操縦装置を有する気球、ハンググライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による飛行は禁止されるところ、法令遵守に万全を期すこと。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

(警察庁ホームページ)

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上